

平成 29 年度 新発田市幼稚園・認定こども園保育料（1号認定）

世帯の階層区分		保育料(月額)
1	生活保護世帯	0 円
2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税均等割の額のみ の世帯含む。)	0 円
3	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	8,400 円
4	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	14,800 円
5	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	20,000 円

備考

- 1 小学校3年以下の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に1人目は基準額、2人目は半額、3人目以降については0円とする。
- 2 世帯の階層区分は、入園している児童と同一世帯に属して生計を一にしている直系尊属（父母、祖父母等）の税額を合算した額で決定する。
- 3 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第295条第1項第2号若しくは第314条の2第1項第8号若しくは第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により算出した市町村民税額に基づく階層の保育料とする。
- 4 多子世帯に係る特例措置は、次のとおりとする。
 - (1) 多子世帯軽減制度

3階層のうち市町村民税所得割額77,100円以下の世帯については、子どもの年齢を問わず、1人目は基準額、2人目は半額、3人目以降については0円とする。なお、子どもの年齢が高い順に1人目、2人目と数える。ただし、上の子は保護者が養育している子どもに限る。
 - (2) ひとり親世帯等の軽減制度

3階層のうち市町村民税所得割額77,100円以下の世帯については0円とする。